

社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会福祉教育推進事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 坂戸市内の小・中・高等学校等（以下「学校等」という）の児童及び生徒に対し、福祉に対する理解と関心を深め、福祉の心を育てることを目的に行う福祉教育事業を対象に坂戸市社会福祉協議会（以下「本会」という。）より助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 助成金の対象となるのは、坂戸市内の学校等とする。

(対象事業)

第3条 助成金の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域交流事業
- (2) 講習会等の開催事業
- (3) 福祉体験事業
- (4) その他、本会会長が特に認めた事業

(実施期間)

第4条 この事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、1校あたり20,000円を上限とし、毎年本会が定める予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 助成金交付の申請をしようとする者は、坂戸市福祉教育推進事業助成金申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、事業実施の2ヶ月前までに本会会長へ提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 本会会長は、前項の交付申請があった場合にはその内容を審査し、助成の可否を決定し、坂戸市福祉教育推進事業助成金決定通知書（様式第2号）を申請した者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 助成金の交付を受けた者は、助成事業完了後速やかに坂戸市福祉教育推進事業助成金実施報告書（様式第3号）を本会会長へ提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

参考資料 1

| | 事業項目 | 活動項目 |
|---|-----------|---|
| 1 | 地域交流事業 | ア 地域サロンとの交流 イ 社会福祉施設との交流 ウ 世代間交流 エ ボランティア団体との交流 オ ろう学園との交流 カ 福祉の心を育む交流事業 等 |
| 2 | 講習会等の開催事業 | ア 福祉講演会の開催 イ 映画会の開催 ウ 学習・研修会の開催 等 |
| 3 | 福祉体験事業 | ア 手話体験 イ 点字体験 ウ 盲導犬ふれあい体験 エ 拡大教科書制作体験 オ 車いす体験 等 |
| 4 | その他 | ア 地域・公共施設・自然環境の清掃活動 イ ボランティア体験プログラム事業共同企画等 |